

## 山本さんを車両所に戻せ！ 強制出向取消裁判第6回口頭弁論で堂々と証言！

12月3日、東京地区分会山本修さんの強制出向取消裁判第6回口頭弁論が開かれ、組合側から山本修さん、本橋浩司本部業務部長、木村良夫東京車両所分会書記長が証言しました。

本橋業務部長は、主尋問で「出向協定に延長の定めはない。JR東海労は、本人の同意なしに出向させるなど一貫して主張してる。会社の主張は議事録確認であえて5年としているが、山本さんの場合と矛盾してる」と、山本さんの出向延長が出向協定に反するものであることを、堂々と証言しました。

木村書記長は、主尋問で「C担の作業は会社が言うような難しく厳しいものではない。車両の部品も改良され、マニュアルもでき、以前よりも数段仕事が簡素化された。私も18年のブランクがあったが、何も問題なく復帰した」と、会社の「車両所で山本さんの出来る仕事はない」との主張を真っ向から否定しました。



一方、会社側証人に立った澤邊義雄新幹線鉄道事業本部管理部人事課長（当時）は、「延長は協約に反しない。面談は丁寧にやった。車両所も駅も適切でない。肝炎は健康診断、面接で問題ないと判断した」と事実と異なる証言を繰り返しました。しかし、反対尋問では「出向延長について協約にも就業規則にも明文化されていない」ことを明らかにしました。また、山本さんの病気が悪化する不安についての検討は

「悪化は仮定の話だ。悪くなるかならないかなど分からない。検討していない」と、健康を置き去りにした人事配置であることを明らかにしました。

新幹線地本は、弁論終了後、報告集会を開催し、証言者の労をねぎらい、さらに闘うことを意思統一しました。

